

安全管理に関する達を次のように定める。

昭和46年8月30日

防衛大学校長 猪木正道

### 安全管理に関する達

改正 昭和53年7月14日防衛大学校達第5号	平成4年4月10日防衛大学校達第8号
平成12年4月1日防衛大学校達第4号	平成16年4月19日防衛大学校達第9号
平成17年3月31日防衛大学校達第5号	平成21年3月31日防衛大学校達第6号
平成23年4月1日防衛大学校達第11号	平成24年4月6日防衛大学校達第8号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号	

(目的)

**第1条** この達は、防衛大学校における安全管理に関して必要な事項を定め、もつて事故の発生を未然に防止することを目的とする。

(安全管理の定義)

**第2条** この達において「安全管理」とは、事故の発生を未然に防止して、生命、身体の安全及び施設、器材等の保全を図ることをいう。

(職員及び学生の義務)

**第3条** 職員及び学生（研修生等を含む。以下同じ。）は、安全管理に関する法令等を守り、各自が事故の発生の防止に努めなければならない。

(安全管理組織)

**第4条** 安全管理の徹底を図るために、防衛大学校に安全管理委員会を置く。

2 課（先端学術推進機構事務室及び総合情報図書館事務室を含む。）、総括首席指導教官及び大隊に安全管理者を置く。

3 学群に学群安全管理委員会を置く。学群安全管理委員会は、2以上の学群を通じて置くことができる。

(安全管理委員会)

**第5条** 安全管理委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、事務官をもつて充てる副校長をもつて充てる。

3 委員は、部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長及び次の各号に掲げる者のうちから学校長が指名する者をもつて充てる。ただし、(1)、(2)についてはそれぞれ若干人をもつて充てるものとする。

(1) 安全管理者

(2) 学群安全管理委員会委員長

(3) 電気、毒物、劇物、火薬、高圧ガス、機械、衛生、武器、弾薬、舟艇、航空機、消防及び警備等に関して専門的知識を有する者  
(安全管理委員会の事務)

**第6条** 安全管理委員会は、学校長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議し又は学校長の命を受けて安全監察を実施する。

(1) 安全管理の基本方針に関する事項

(2) 安全管理心得に関する事項

(3) 安全教育、訓練及び安全管理に関する法令等の周知徹底に関する事項

(4) その他、安全管理に関する重要事項

(安全管理委員会の運営)

**第7条** 委員長は、安全管理委員会の議事の運営及び安全監察の実施を総括する。

2 委員長は、随時に安全管理委員会を招集し、必要があると認めるときは、委員でない者を議事に参加させ又は安全監察の事務を補助させることができる。

3 委員長は、審議した事項及び安全監察結果を学校長に報告しなければならない。

4 安全管理委員会の庶務は、総務部総務課総務係において行う。

(安全管理者)

**第8条** 安全管理者は、課においては課長（先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長を含む。）、総括首席指導教官及び大隊においては首席指導教官をもつて充てる。

(安全管理者の業務)

**第9条** 安全管理者は、次の業務を行う。

(1) 年に2回、3月及び9月に施設、所有する器材及び有害物質等についての点検を実施し、学校長に点検結果報告を行うこと。

(2) 前号の点検の結果、事故防止のための改善が必要な場合は、速やかに措置を講ずるほか、事故防止対策等について学校長に報告すること。

- (3) 職員、学生に対する安全指導及び監察を行うこと。
- (4) 施設、器材及び有害物質等を対象とする安全管理心得を制定すること。
- (5) その他、事故防止のために必要な措置を講ずること。

(学群安全管理委員会)

**第10条** 学群安全管理委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

- (1) 委員長は、学群長をもって充てる。
  - (2) 委員は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員の所属官職及び氏名を学校長に報告するものとする。

(学群安全管理委員会の業務)

**第11条** 学群安全管理委員会は、学校長の命を受けて当該学群における事故防止のために次の業務を行う。

- (1) 年に2回、3月及び9月に研究室、実験室等の施設、所有する器材及び有害物質等についての点検を実施し、学校長に点検結果報告を行うこと。
- (2) 前号の点検の結果、事故防止のための改善が必要な場合は、速やかに措置を講ずるほか、事故防止対策等について学校長に報告すること。
- (3) 施設、器材及び有害物質等を対象とする安全管理心得を制定すること。
- (4) その他、事故防止のために必要な措置を講ずること。

(事故発生時の処置)

**第12条** 事故が発生したときは、当事者又は発見者たる職員若しくは学生は、応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全管理者又は学群安全管理委員会委員長並びに総務部総務課長（時間外の場合は、学校当直）に通報しなければならない。

2 前項の事故が人身事故である場合には、同項の通報を行うほか、総務部衛生課長に通報しなければならない。

(文書による報告)

**第13条** 安全管理者又は学群安全管理委員会委員長は、課、学群又は大隊に別紙第1に掲げる事故が発生したときは、別紙第2により学校長、関係部長及び課長に速やかに事故速報を提出し、別紙第3により学校長に事故詳報を提出しなければならない。

(事故調査委員会等)

**第14条** 安全管理者又は学群安全管理委員会委員長は、事故が発生したときは、速やかにその原因を究明して対策を検討しなければならない。

1 前項の事故のうち学校長が特に必要と認めるものについては、事故調査委員会

を設置し、事故原因の究明及び対策を検討するものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和46年9月1日から施行する。
- 2 車両の管理及び運用に関する達（昭和40年防衛大学校達第4号）第67条、船舶の管理に関する達（昭和44年防衛大学校達第3号）第8条による速報は、本達第13条に基づく事故速報とみなす。
- 3 車両の管理及び運用に関する達（昭和40年防衛大学校達第4号）第68条による詳報は本達第13条による事故詳報とみなす。
- 4 航空事故の調査及び報告に関する達（平成23年防衛大学校達第11号）第13条の規定による航空事故調査報告書又は同第14条の規定による航空事故の調査の報告は、本達第13条による事故詳報と見なす。

附 則（昭和53年7月14日防衛大学校達第5号）（抄）

- 1 この達は、昭和53年7月14日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月19日防衛大学校達第9号）

この達は、平成16年4月19日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日防衛大学校達第11号）（抄）

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

## 別紙第 1（第 1 3 条関係）

- 1 死亡事故
- 2 重傷者発生の場合
- 3 火災
- 4 火薬、武器・弾薬及び化学加工品等による事故
- 5 自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第 2 条第 1 号で定める訓令感染症及び食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第27条第 1 項で定める食中毒患者等が発生した場合
- 6 上記以外の事故で部内外に相当の影響を及ぼすおそれがあり、速やかに対策を講ずる必要がある事故

別紙第2（第13条関係）

事 故 速 報

- 1 報告書 所属（官職）氏名
- 2 報告年月日

事故の概要	
負 傷 者  (死亡者)	所属（官職）氏名
	負傷の程度（死亡）
発 生 日 時	
発 生 場 所	
処 置	

別紙第3（第13条関係）

事 故 詳 報

- 1 報告書 所属（官職）氏名
- 2 報告年月日

事 故 の 種 類	
事 故 発 生 部 課 〔先端学術推進機構〕 〔総合情報図書館〕 〔学群・大隊〕	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
事故発生時の作業 (研究、実験、訓練) 状況	
被害（負傷、損害） の程度	
処 置	
原 因	
安全管理上の対策	
備 考	